

医政発 0401 第 2 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法施行令の一部を改正する政令等の施行について

今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うため、医療法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 56 号。以下「改正政令」という。）により、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）の一部を改正することとしました。

また、かかりつけ医機能報告（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 18 の 4 第 1 項の規定に基づいて行われる報告をいう。）に係る所要の規定の整備等を行うため、医療法施行規則等の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 32 号。以下「改正省令」という。）により、医療法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 50 号）等の一部を改正することとしました。

さらに、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）等の一部を改正する告示（令和 7 年厚生労働省告示第 104 号。以下「改正告示」という。）により、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）等の一部を改正することとしました。

あわせて、医療法第三十条の十八の四第一項に規定するかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第八に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（令和 7 年厚生労働省告示第 105 号。以下「報告事項告示」という。）を制定することと

しました。

改正政令については、別添 1 のとおり令和 7 年 3 月 14 日付けで、改正省令、改正告示及び報告事項告示については、別添 2～4 のとおり同月 31 日付けでそれぞれ公布され、本日から施行されたところです。

各改正の内容は添付資料のとおりですので、貴職におかれましては、内容について御了知いただくとともに、管下の医療機関や関係団体に周知をお願いいたします。

○添付資料

- ・別添 1 官報（医療法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 56 号））
- ・別添 2 官報（医療法施行規則等の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 32 号））
- ・別添 3 官報（平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）等の一部を改正する告示（令和 7 年厚生労働省告示第 104 号））
- ・別添 4 官報（医療法第三十条の十八の四第一項に規定するかかりつけ医療機能報告対象病院等の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第八に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（令和 7 年厚生労働省告示第 105 号））
- ・参考 1 概要・新旧対照条文（医療法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 56 号））
- ・参考 2 概要（医療法施行規則等の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 32 号））
- ・参考 3 概要（平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）等の一部を改正する告示（令和 7 年厚生労働省告示第 104 号））
- ・参考 4 概要（医療法第三十条の十八の四第一項に規定するかかりつけ医療機能報告対象病院等の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第八に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（令和 7 年厚生労働省告示第 105 号））